

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名  |
|-------|---|
| 7     | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年12月9日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務                            |
| ②事務の概要                   | 子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者に対し保育を必要とする事由を満たすこと及び保育必要量の認定を行う。また、認定の変更、取消しに関する事務を行う。 |
| ③システムの名称                 | 子ども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 支給認定情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の127の項               |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定                               |
| ②法令上の根拠                  |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 千葉県子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課   |
| ②所属長の役職名                 | 幼保運営課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所5階<br>千葉県役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717        |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所8階<br>千葉県子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課<br>電話番号:043-245-5726   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年6月20日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年6月20日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                   |           |   |
|-----------------------------------|-----------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない |           |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か             | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                             |           |   |

| 9. 監査  |   |
|--|---|
| 実施の有無  | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査   |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                               |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                   | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                               | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】                                   | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>   |
| 判断の根拠  | <p>子ども子育てシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                              | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                  |
|------------|---------------------------------|--|--|------|----------------------------|
| 平成30年5月18日 | I_5② 所属長                        | 幼保運営課長 岡崎 太郎   | 幼保運営課長 松永 信隆   | 事後   |                            |
| 平成31年4月4日  | I_5② 所属長                        | 幼保運営課長 松永 信隆   | 幼保運営課長   | 事後   |                            |
| 平成31年4月4日  | IV リスク対策                        |  | 新規   | 事後   |                            |
| 令和3年10月26日 | I_1③ システムの名称                    | 子ども・子育て支援新制度に係る業務システム  | 子ども・子育て支援システム  | 事後   |                            |
| 令和5年3月31日  | I_1③ システムの名称                    | 子ども・子育て支援システム  | 子ども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム   | 事前   |                            |
| 令和5年3月31日  | I_5 請求先                         | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716   | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717      | 事後   |                            |
| 令和5年3月31日  | II_1 いつ時点の計数か                   | 令和3年4月1日 時点  | 令和5年3月20日 時点   | 事前   |                            |
| 令和5年3月31日  | II_2 いつ時点の計数か                   | 令和3年4月1日 時点  | 令和5年3月20日 時点   | 事前   |                            |
| 令和6年6月1日   | I_5① 部署                         | 千葉市子ども未来局子ども未来部幼保運営課   | 千葉市子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課   | 事後   |                            |
| 令和6年6月1日   | I_8 連絡先                         | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター9階<br>千葉市子ども未来局子ども未来部幼保運営課<br>電話番号:043-245-5726  | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階<br>千葉市子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課<br>電話番号:043-245-5726 | 事後   |                            |
| 令和6年6月1日   | II_1 いつ時点の計数か                   | 令和5年3月20日 時点   | 令和6年6月1日 時点  | 事前   |                            |
| 令和6年6月1日   | II_2 いつ時点の計数か                   | 令和5年3月20日 時点   | 令和6年6月1日 時点  | 事前   |                            |
| 令和6年6月1日   | IV リスク対策_目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である  | 削除   | 事後   |                            |
| 令和7年12月9日  | I_3_法令上の根拠                      | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条第1項 別表第一の94の項<br>・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の127の項             | 事後   | 主務省令の名称及び条項の記載は不要であることから削除 |
| 令和7年12月9日  | II_1 いつ時点の計数か                   | 令和6年6月1日 時点  | 令和7年6月20日 時点   | 事後   |                            |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載      | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|---|-------------|--|------|-------------|
| 令和7年12月9日 | Ⅱ_2 いつ時点の計数か  | 令和6年6月1日 時点 | 令和7年6月20日 時点   | 事後   |             |
| 令和7年12月9日 | Ⅳ リスク対策_6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 削除          | 十分である  | 事後   |             |
| 令和7年12月9日 | Ⅳリスク対策_8.人手を介在させる作業                                 | 新規          | [○]人手を介在させる作業はない   | 事後   | 様式改正による新設項目 |
| 令和7年12月9日 | Ⅳリスク対策_11.最も優先度が高いと考えられる対策                          | 新規          | 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  | 事後   | 様式改正による新設項目 |
| 令和7年12月9日 | Ⅳリスク対策_11.最も優先度が高いと考えられる対策_当該対策は十分か【再掲】             | 新規          | 十分である  | 事後   | 様式改正による新設項目 |
| 令和7年12月9日 | Ⅳリスク対策_11.最も優先度が高いと考えられる対策_当該対策は十分か【再掲】判断の根拠        | 新規          | 子ども子育てシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後   | 様式改正による新設項目 |